

不動産所得者の方の記載例

申告をする必要のある所得が不動産所得のみの方の場合

手順1
5ページ参照

青色申告者は、青色の文字を○で囲みます。

手順2
6ページ参照

手順3
12ページ参照

〇〇 税務署長 27年 2月16日 平成 28 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定 申告書B		FA0122
住所 〇〇市△△町X-X-X-X	個人番号 XXXXXXXXXXXXXX	第一表 (平成27年分以降適用)
フリガナ コソヘイ タロウ	氏名 国税 太郎	マイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。
性別 男	職業 不動産貸主	明治・「1」 大正・「2」 昭和・「3」 平成・「4」
生年月日 3/48/11/16	電話番号 XX-XXXX-XXXX	手順4 21ページ参照
所得区分 不動産所得	申告区分 青色申告	○黒字の場合… 100円未満の端数を切り捨てた金額(黒字の金額が100円未満の場合は「0」)を記入します。
収入金額等	税	○赤字の場合… 金額の頭に「△」又は「-」をつけてそのままの金額を記入します。
収入金額等 不動産 13950000 所得金額 不動産 5080000 所得から差し引かれる金額 医療費控除 1122830 基礎控除 380000	課税される所得金額 2505000 上の①に対する税額又は第三表の② 153000 復興特別所得税額(②×2.1%) 3213 所得税及び復興特別所得税の額(①+④) 156213 納税される税額 100800 納付済の税額 55400	手順5 25ページ参照

- ◎ 申告書は複写式になっています。申告書第一表と第二表を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから記入します。
- ◎ 申告書は、黒いインクのボールペンで、強く記入します。
※ この記載例では、記入した部分を便宜上青色で表示しています。
- ◎ 申告書の該当する箇所は必ず記入します。
- ◎ 2枚目は複写式の控えになっていますが、取り外して使用しても差し支えありません。申告書を提出するときは、2枚目は取り外してください。
- ◎ この記載例では、「平成28年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の該当ページを示しています。詳細については、「平成28年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」を参照してください。
- マス目に数字を記入する場合は、記入例①にならって、マス目の中に丁寧に記入してください。
- 1億円以上の金額がある場合は、記入例②にならって記入してください。
- 訂正する場合は、記入例③にならって、訂正する文字を二重線で抹消し、上の欄などの余白に適宜記入してください。

記入例①

縦線1本 すきまをあける 上に突き抜ける 角をつくる 閉じる

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

記入例②

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

記入例③

8	0	0	0	0
7	0	0	0	0

【ご注意】

◎ 事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行っている方は、総収入金額及び必要経費の内訳を記載した「青色申告決算書」や「収支内訳書」を申告書と一緒に提出しなければなりません。

手順1
5ページ参照

平成 28 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

整理番号 FA0076

住所 00市△△町X-X-X-X
氏名 コクセイ タロウ 国税 太郎

○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額

○ 雑所得 (公的年金等以外)、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	差引金額

○ 特例適用条文等

○ 事業専従者に関する事項

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除額)

○ 住民税・事業税に関する事項

扶養親族の氏名 国税 二郎 個人番号 XXXXXXXXXX 生年月日 平 20.6.1

配偶者 国税 良子 個人番号 XXXXXXXXXX 生年月日 明 48.7.20

扶養 国税 一郎子 個人番号 XXXXXXXXXX 生年月日 明 9.3.10

扶養控除額 63

事業税 不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額 650,000

手順3
12ページ参照

手順6
26ページ参照

控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者などのマイナンバー(個人番号)も記入する必要があります。

※ 記載例中における社会保険料の金額は、実際の金額とは異なります。

